



宮 崎 県 公 報

平成20年11月27日 (木曜日) 第 2037 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

規 則
○建築士法施行細則の一部を改正する規則…………… (建築住宅課) 1
告 示

頁

○都市計画事業の認可…………… (公園下水道課) 3
公 告
○歯科技工士試験の実施…………… (医療業務課) 4
○土地改良区の役員の退任の届出…………… (農村整備課) 4
○県営土地改良事業計画の変更…………… (“) 4

規 則

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第67号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則 (昭和48年宮崎県規則第27号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(名簿の登録事項)</p> <p>第3条 法第5条第1項の二級建築士名簿又は木造建築士名簿 (以下「名簿」という。) に登録する事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>本籍地の都道府県名 (日本の国籍を有しない者にあつては、その者の有する国籍名)、氏名、生年月日及び性別</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 法第10条第1項の規定により戒告又は業務停止の処分を受けた者にあつては、その旨及びこれらの処分を受けた年月日</p> <p>(実務の経験の範囲)</p> <p>第11条 法第15条第1号、第2号及び第4号に規定する実務の経験は、<u>単なる写図工若しくは労務者としての経験又は単なる庶務、会計その他これらに類する事務に関する経験を含まないものとする。</u></p> <p>(受験の申込み)</p> <p>第15条 二級建築士試験又は木造建築士試験 (法第15条の17第1項の規定に基づき知事が指定する者 (以下「指定試験機関」という。)) が二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務 (以下「二級建築士等試験事務」という。)) を行うものを除く。) を受けようとする者は、別記様式第8又は別記様式第8の2による受験申込書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p>	<p>(名簿の登録事項)</p> <p>第3条 法第5条第1項の二級建築士名簿又は木造建築士名簿 (以下「名簿」という。) に登録する事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 氏名、生年月日及び性別</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 法第10条第1項の規定により戒告、<u>業務停止又は免許の取消しの処分を受けた者にあつては、その旨及びこれらの処分を受けた年月日</u></p> <p>(5) <u>法第24条第2項に規定する講習の課程を修了した者にあつては、当該講習を修了した年月日及び当該講習の修了証の番号</u></p> <p>(6) <u>法第22条の2に定める講習を受けた年月日及び当該講習の修了証の番号</u></p> <p>第11条 削除</p> <p>(受験の申込み)</p> <p>第15条 二級建築士試験又は木造建築士試験 (法第15条の6第1項の規定に基づき知事が指定する者 (以下「指定試験機関」という。)) が二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務 (以下「二級建築士等試験事務」という。)) を行うものを除く。) を受けようとする者は、別記様式第8又は別記様式第8の2による受験申込書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p>

(1) 法第15条第1号又は第2号に該当する者にあつては、当該各号に掲げる学校の卒業証明書（卒業証明書が得られない場合は、卒業したことを証明できる書類）

(2) [略]

(3) 法第15条各号に掲げる者のうち、実務の経験を有することを受験資格とするものにあつては、別記様式第9による実務の経験を記載した書類

(4) 写真（受験申込前6月以内に無帽で正面から上半身を撮影した縦5.5センチメートル、横4センチメートルのもの）

2・3 [略]

（指定の申請）

第17条の2 法第15条の17第2項に規定する指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1)～(9) [略]

(10) 法第15条の17第5項において準用する法第15条の6第1項に規定する試験委員の選任に関する事項を記載した書類

(11) 法第15条の17第5項において準用する法第15条の3第2項第4号イ又はロに該当しない旨の役員の誓約書

(12) [略]

（名称等の変更の届出）

第17条の3 指定試験機関は、法第15条の17第5項において準用する法第15条の4第2項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

（役員の選任及び解任の認可の申請）

第17条の4 指定試験機関は、法第15条の17第5項において準用する法第15条の5第1項の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

2 前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、当該選任に係る者の就任承諾書及び法第15条の17第5項において準用する法第15条の3第2項第4号イ又はロに該当しない旨の誓約書を添えなければならない。

（試験委員の選任及び解任の届出）

第17条の5 指定試験機関は、法第15条の17第5項において準用する法第15条の6第3項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

（試験事務規程の認可の申請）

第17条の6 指定試験機関は、法第15条の17第5項において準用する法第15条の8第1項前段の規定により認可を受けようとするときは、申請書に当該認可に係る試験事務規程を添え、これを知事に提出しなければならない。

2 指定試験機関は、法第15条の17第5項において準用する法第15条の8第1項後段の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない

(1) 法第15条第1号又は第2号に該当する者にあつては、当該各号に掲げる学校において、国土交通大臣の指定する科目を修めて卒業したことを証する証明書（その証明書が得られない場合は、これに代わり証明できる書類）

(2) [略]

(3) 法第15条各号に掲げる者のうち、法第14条第1号に規定する建築実務（以下「建築実務」という。）の経験を有することを受験資格とするものにあつては、別記様式第9による建築実務の経験を記載した書類及び当該建築実務の経験を証する書類

(4) 写真（受験申込前6月以内に無帽で正面から上半身を撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもの）

2・3 [略]

（指定の申請）

第17条の2 法第15条の6第2項に規定する指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1)～(9) [略]

(10) 法第15条の6第3項において準用する法第15条の3第1項に規定する試験委員の選任に関する事項を記載した書類

(11) 法第15条の6第3項において準用する法第10条の5第2項第4号イ又はロに該当しない旨の役員の誓約書

(12) [略]

（名称等の変更の届出）

第17条の3 指定試験機関は、法第15条の6第3項において準用する法第10条の6第2項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

（役員の選任及び解任の認可の申請）

第17条の4 指定試験機関は、法第15条の6第3項において準用する法第10条の7第1項の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

2 前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、当該選任に係る者の就任承諾書及び法第15条の6第3項において準用する法第10条の5第2項第4号イ又はロに該当しない旨の誓約書を添えなければならない。

（試験委員の選任及び解任の届出）

第17条の5 指定試験機関は、法第15条の6第3項において準用する法第15条の3第3項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

（試験事務規程の認可の申請）

第17条の6 指定試験機関は、法第15条の6第3項において準用する法第10条の9第1項前段の規定により認可を受けようとするときは、申請書に当該認可に係る試験事務規程を添え、これを知事に提出しなければならない。

2 指定試験機関は、法第15条の6第3項において準用する法第10条の9第1項後段の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない

。
(1)～(3) [略]
(事業計画等の認可の申請)

第17条の7 指定試験機関は、法第15条の17第5項において準用する法第15条の9第1項前段の規定により認可を受けようとするときは、申請書に当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添え、これを知事に提出しなければならない。

2 指定試験機関は、法第15条の17第5項において準用する法第15条の9第1項後段の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

。
(1)～(3) [略]
(二級建築士等試験事務の実施結果の報告)

第17条の8 [略]

2 [略]

(二級建築士等試験事務の休止又は廃止の許可の申請)

第17条の9 指定試験期間は、法第15条の17第5項において準用する法第15条の13第1項の規定により許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]
(公示)

第17条の10 法第15条の17第5項において準用する法第15条の4第1項及び第3項、法第15条の13第2項、法第15条の14第4項並びに法第15条の15第2項の規定による公示は、県公報で告示することによって行う。

(書類の経由)

第20条 法、省令又はこの規則の規定により知事に書類を提出する者(法第5条の2第1項又は第3項の規定により届出を行う者、指定試験機関及び法第15条の17第2項に規定する指定を受けようとする者を除く。)は、その者の住所地(省令第5号書式及び第6号書式並びに別記様式第10に係る書類にあっては、その者の建築士事務所の所在地)を管轄する土木事務所又は西臼杵支庁の長を経由してしなければならない。

附 則

この規則は、平成20年11月28日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 887号

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成20年11月27日

。
(1)～(3) [略]
(事業計画等の認可の申請)

第17条の7 指定試験機関は、法第15条の6第3項において準用する法第10条の10第1項前段の規定により認可を受けようとするときは、申請書に当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添え、これを知事に提出しなければならない。

2 指定試験機関は、法第15条の6第3項において準用する法第10条の10第1項後段の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

。
(1)～(3) [略]
(二級建築士等試験事務の実施結果の報告)

第17条の8 [略]

2 [略]

3 報告書等(第1項の報告書及び前項の規定により添付する書類をいう。以下この項において同じ。)の提出については、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもって行うことができる。

(1) 指定試験機関の使用に係る電子計算機と知事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

(2) 磁気ディスク等をもって調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法

(二級建築士等試験事務の休止又は廃止の許可の申請)

第17条の9 指定試験機関は、法第15条の6第3項において準用する法第10条の15第1項の規定により許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]
(公示)

第17条の10 法第15条の6第3項において準用する法第10条の6第1項及び第3項、法第10条の15第3項、法第10条の16第3項並びに法第10条の17第3項の規定による公示は、県公報で告示することによって行う。

(書類の経由)

第20条 法、省令又はこの規則の規定により知事に書類を提出する者(法第5条の2第1項又は第3項の規定により届出を行う者、指定試験機関及び法第15条の6第2項に規定する指定を受けようとする者を除く。)は、その者の住所地(省令第5号書式及び第6号書式並びに別記様式第10に係る書類にあっては、その者の建築士事務所の所在地)を管轄する土木事務所又は西臼杵支庁の長を経由してしなければならない。

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 施行者の名称
都城市
2 都市計画事業の種類及び名称
都城広域都市計画公園事業 2・2・103号ふるさと街区公園
3 事業施行期間
平成20年11月27日から平成21年3月31日まで

- 4 事業地
 収用の部分 都城市下長飯町地内
 使用の部分 なし

公 告

歯科技工士法（昭和30年法律第 168号）第12条第 1 項及び第 2 項の規定により、歯科技工士試験を次のとおり実施する。

平成20年11月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 試験の期日
 学説試験 平成21年 2 月17日（火曜日）
 実地試験 平成21年 2 月18日（水曜日）
- 2 試験の場所
 学説試験 宮崎市清水 1 丁目12番 2 号
 宮崎歯科技術専門学校
 実地試験 宮崎市清水 1 丁目12番 2 号
 宮崎歯科技術専門学校
- 3 受験願書の受付期間
 平成21年 1 月14日（水曜日）から 1 月23日（金曜日）まで（郵送の場合は、1 月23日付けの消印のあるものまで有効とする。）
- 4 受験願書の提出先
 受験者の住所地を管轄する保健所（県外居住者にあつては、宮崎県福祉保健部医療薬務課）
- 5 その他
 詳細については、宮崎県福祉保健部医療薬務課（電話0985(26)7055）に問い合わせること。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、南俣土地改良区（高原町）の役員の退任について次のとおり届出があつた。

平成20年11月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	八 木 勇 雄	高原町大字広原 930番地 3

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条の 3 第 1 項の規定により、須木地区県営土地改良事業（小林市、中山間地域総合整備事業）に係る土地改良事業計画を変更する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧する。

平成20年11月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 縦覧に供する書類
 変更に係る土地改良事業計画書写し
- 2 縦覧期間
 平成20年11月27日から平成20年12月26日まで
- 3 縦覧場所
 小林市役所農村整備課内、小林市須木庁舎建設課内